

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在のC会社Dオフィスにおいて、設計アシスタント業務等に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日から体調不良のために休業し、同月〇日、Eを受診したところ、休んだ方が良くと判断され、同年〇月〇日まで休業した後、同月〇日に職場へ復帰した。その後、被災者は、会社Fオフィスに異動となったが、同年〇月〇日、自宅〇階自室内のクローゼットにおいて縊死しているところを発見された。
死体検案書には、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時〇分（推定）、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」と記載されている。
- 3 請求人によると、被災者は、長時間労働による疲労が蓄積して身体を壊し、休職後、退職もままならず、しかも異動となって落ち込み、先が見えない現状に絶望して自死に至ったとしている。
- 4 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定を

したことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者に発病した精神障害及びその死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会的事实認定

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F43 重度ストレス反応及び適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、上記2（略）に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①評価期間の全期間において、本件模型製作作業に連日従事していたこと、②平成〇年〇月に仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があったこと、③被災者は2週間以上にわたって連続勤務を行ったこと、④平成〇年〇月〇日、被災者は診断書を持参し休業を申し出たが、これを拒否されたこと、⑤同年、被災者は自己都合による退職を申し出たが、これを拒否されたこと、⑥同月末頃、同年〇月〇日付けでDオフィスからFオフィスへの転勤を命じられたことなど

を主張しているもので、以下検討する。

ア ①の主張について

請求人は、要旨、短期間の中に本件模型製作作業を完了させることは、「達成困難なノルマが課された」に類似する出来事であり、被災者の能力に照らし、相当な努力をしても達成困難であって、もし達成できなければ責任を厳しく追及されるおそれがあったと述べる一方で、本件模型製作作業は、アルバイトでもできる単調な業務であって、やりがいのない補助業務であり、被災者に達成困難なノルマを課すものではないとも述べている。

この点について、G部長は、要旨、本件模型製作作業は、新入社員が行うには適正なものであり、スキルアップにもつながるものであって、アルバイトでできる簡単なものではないが、被災者から仕事が難しいという申出はなかったし、作業が間に合わなくても懲罰などはなく、また、社内で同作業を軽んじる雰囲気はなかったと述べ、Hも、要旨、被災者は本件模型製作作業をそつなくこなしており、仮に納期に間に合わなくてもペナルティなどはないと述べている。

これらの申述からすると、本件模型製作作業は、社内でもその重要性が認められていたものと推認されるところ、被災者の経験に見合ったレベルのものであり、被災者自身が、「大変であるが営業担当者から褒められると、頑張ってしまう。」と述べていることからすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件模型製作作業が精神障害をもたらすような大きな心理的負荷となったものとは認められないものと判断する。

イ ②の主張について

(ア) 請求人は、要旨、平成〇年〇月以前6か月間は、本件模型製作作業のため、ほとんど毎日午後11時過ぎまで残業をしており、特に、同月1か月間は、通常月よりも仕事量が著しく増加して、時間外労働も大幅に増加し、1か月当たり100時間を超える時間外労働をしていたと述べている。これに対し、Hは、要旨、1年の中で特定の繁忙期というものはなく、平成〇年頃も、他の月と比べて特に忙しかったと記憶している月はないと述べており、同月が他の月と比べて仕事量が増加したかどうかは明らかではない。

そこで、当審査会は、会社関係者の申述のほか、被災者の手帳に記載さ

れたメモや入退館情報一覧を含む一件記録を改めて精査したが、仕事量の増加を示す客観的な資料を見いだすことはできず、平成〇年〇月に仕事量の変化を生じさせる出来事があったものとは判断し得ない。

(イ) もっとも、請求人は、被災者の時間外労働も大幅に増加したと主張していることから、その時間外労働時間数についてみると、以下のとおりである。

a 監督署長は、会社にはタイムカードや出勤簿などが残存していないため、賃金台帳に記載された出勤日数や休日出勤日数などにに基づき、出勤日数を確定した上で、時間外労働時間数については、請求人の申立てのほか、会社関係者の申述、警備記録、被災者のメールなどを基に評価期間における時間外労働時間数を集計している。そして、審査官は、決定書理由に説示するとおり、監督署長が集計した時間外労働時間数を踏まえた上で、始業時刻や休憩時間数などを就労の実情に合わせて修正している。当審査会としては、審査官が認定した時間外労働時間数は、被災者の就労実態をおおむね反映したものと認められることから、妥当なものであると判断する。

なお、請求人が主張する時間外労働時間数は、その算定根拠が明確ではなく、これを採用することはできない。

b 審査官が認定した時間外労働時間数によると、平成〇年〇月の時間外労働時間数（70時間45分）は、その前月（58時間56分）よりも約12時間増加しているにとどまることから、仕事量が大幅に増加したものとはいえない。

(ウ) 以上からすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、仕事内容・仕事量の（大きな）変化があったとは認められないものと判断する。

ウ ③の主張について

被災者は、ら同月〇日までの13日間連続勤務をしていることが確認でき、当該出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められる。

被災者の手帳に記載されたメモをみると、上記の期間中、被災者は、ほぼ

毎日本件模型製作作業に従事しており、平日の時間外労働だけでは処理できないような業務量があったことは事実であると判断し得るも、連日、深夜時間帯にまで及ぶ時間外労働に従事したわけではないことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価「中」とであると判断する。

なお、請求人は、本件公開審理においても、要旨、上記の期間中、被災者は、連日、深夜時間帯直前若しくは深夜時間帯に及ぶ長時間労働に従事していたと主張しているが、請求人が主張する被災者の同期間中における各労働日の勤務終了時刻は、請求人自らがいずれも推定によるものであると述べているところ（同）、被災者の就労実態を正確に反映したものとは言い難いことから、同主張をもって過重な労働に従事していたとは判断できない。

エ ④から⑥までの出来事は、いずれも本件疾病発病後の出来事であることは明らかであるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

もつとも、認定基準によると、発病後の出来事であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うものとされている。

この点、請求人は、再審査請求の理由において、被災者の本件疾病が増悪し自殺に追い込まれたと主張しているが、仮に、本件疾病が増悪していたとしても、請求人が主張する④から⑥までの出来事は、いずれも認定基準別表1の「特別な出来事」には該当しないものであり、その悪化と業務との間に相当因果関係があるものと認めることはできない。

オ 以上からすると、被災者の業務による心理的負荷の総合評価が「中」となる出来事が1つあるものの、恒常的な長時間労働は認められないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

(4) 以上にみたとおりに、被災者の業務による心理的負荷の総合評価は「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないから、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右

するものを見いだせない。

4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。